

アクセス・ジャパン スポーツクラブ佐賀会員規約

(名称及び所在地)

第1条. 本施設を、「アクセス・ジャパン スポーツクラブ佐賀」と称し、佐賀市鍋島町八戸溝 961-1 に所在する

(目的)

第2条. 子供の発育発達を助長させる為のソフトを重視し、「体力づくり」と、家庭・学校に連携した「躰」や「マナー」等の教育・習慣化を目指す
また、成人においては、健康増進はもとより、総合運動プログラムの研究・開発を進め、生活習慣病の予防と改善に貢献するなど、地域住民の健康福祉の一翼を担う

(入会資格)

第3条. ①前条の目的に賛同し、運動・スポーツが可能で心身ともに健康な者（但し、医師の同意を得たものはその限りではない）で、希望者が入会申込書に必要事項を記入・提出し、別に定める入会金を納入した者
②入れ墨等がなく、暴力団・組関係、反社会的団体に関与していない者
③会員として、ふさわしい品位と社会的信用のある者
④健康状態に異常がなく、施設・設備の利用に耐えられえると当クラブが認めた者

(会費)

第4条. 会員は、別に定める月会費を納入（指定口座より自動引落し）しなくてはならない

(年会費)

第5条. 会員は、別に定める年会費を納入（指定口座より自動引落し）しなくてはならない

(施設の利用)

第6条. 会員は、登録された内容により施設の利用、又は、指導レッスンを受けられる

(コース変更・休会・退会)

第7条. コース変更・休会・退会をするときは、別に定める用紙により、前月 25 日までに届けなければならない（所定期限までに届出がない場合は、規定料金を徴収する）
また、休会期間中は休会費として 1,030 円を納入する

(会員のモラル)

第8条. 施設利用上の注意事項、及び、ルール・マナーを守り、お互い気持ちよく利用する
また、インストラクターの指導・指示に従うものとする

(休館日)

第 9 条. 年末年始・夏期休暇のほか、毎月最終日、及びその前日を休館日とする（なお、この他に、施設の整備・点検・補修等・天災により営業に支障があるなど、やむをえない場合は休館することがある）

(会費等の払戻し)

第 10 条. 一旦納入された入会金・会費等は、一切払い戻しはしない（但し、施設が認めた場合はその限りではない）

(事故・トラブル)

第 11 条. ①施設利用時における事故及び盗難については、施設側に過失がない場合、一切責任を負わない
②会員同士の間で生じた係争やトラブルについては、当クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与を負わない

(会員資格停止及び除名)

第 12 条. 次の各項に触れる場合は、除名することがある

- ①正当な理由がなく会費等の納入を1ヶ月以上怠った場合
- ②本規約に違反するなど、会員としてふさわしくないと認められた場合
- ③入会書類に虚偽を記載したことが判明した場合
- ④伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病になった場合
- ⑤一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合
- ⑥その他、正常な施設利用ができないと当クラブが判断した場合